

内閣府公文書監察室について

経緯

「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議）に基づき、平成30年9月3日、内閣府に公文書監察室を設置（内閣府訓令）。

＜「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議）（抄）＞
コンプライアンスの確保を確実にを行うためには、実効性のあるチェック体制を構築することが重要である。このため、各府省の行政文書の管理の在り方について、内閣府において第三者的な立場からチェックを行うための体制を整備する。（略）
内閣府では、今秋までに、特定秘密の指定等の適正を確保するための検証・監察事務を現在担っている独立公文書管理監を局長級に格上げし、各府省における行政文書の管理状況について常時監視するなどの一般の行政文書のチェック機能を追加する。併せて、この独立公文書管理監（「政府CRO」と通称）の下に、同機能を担当する審議官を配置するとともに、増員を行って「公文書監察室（仮称）」を設置する。（略）

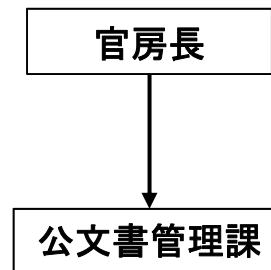
所掌事務

公文書管理法第9条第3項・第4項による行政機関に対する報告・資料の徴収、実地調査に関する事務

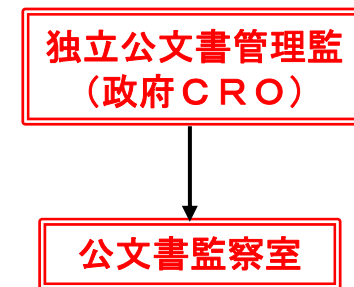
これらの措置の結果に基づいて行う同法第31条による勧告に関する事務

内閣府における体制（公文書管理制度所管関係）

＜制度の企画立案その他
公文書管理法施行業務
（監察を除く。）＞



＜一般行政文書の管理
に関する監察業務＞



※ 内閣府本府組織令の一部を改正する政令（平成30年政令第245号）により、独立公文書管理監を局長級に格上げするとともに、一般行政文書の管理のチェックに関する職務を追加